

射水市中小企業振興資金の改正について

射水市では12月5日から中小企業振興資金の保証対象者等を改正されました。制度概要は次のとおりです。どうぞご利用ください。

1 制度概要

経営支援資金（緊急融資）

保証対象者	次のいずれかに該当している中小企業者（業種指定なし） イ. <u>最近3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比べ3%以上減少していること。</u> ロ. 売上原価の20%以上を占める原油等の最近1か月の仕入価格が前年同期に比べ20%以上上昇しているにもかかわらず、製品に転嫁できない状況にあること。 ハ. <u>最近3か月間（算出困難である場合は最近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比べ3%以上減少していること。</u>
資金使途	運転資金
貸付限度額	2,000万円以内 ただし、既存の緊急融資（原油対策枠）の借入残高がある場合は、既存の借入残高と合算して2,000万円以内とする。
保証期間	運転資金 5年以内（うち据置期間6か月以内）
貸付利率	年2.00%以内
保証料率	年1.05%～0.35%
連帯保証人	原則として、法人代表者のみ
担保	必要に応じて取り受け
その他	<ul style="list-style-type: none"> 緊急融資（経済変動対策枠）に係る調書の添付が必要。（認定要件により認定書様式が異なります。） 緊急融資については、借入口数1口とする。 ただし、緊急融資（原油対策枠）を既に利用済みの場合は、要協議対応とする。

緊急経営改善資金

保証対象者 対象資金	<u>最近3か月間の平均売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べ3%以上減少し、経営改善計画を策定している中小企業者の射水市中小企業振興資金（特別保証に限る。）の借換（据置期間中にあるもの及び貸付実行後6か月を経過していないものを除く。）に要する資金</u>
資金使途	運転資金 ただし、借換を行う借入残高の範囲内とする。
貸付限度額	1,000万円以内 ただし、緊急経営改善資金の借入残高がある場合は、既存の借入残高と合算して1,000万円以内とする。
保証期間	運転資金 <u>10年以内（うち据置期間1年以内）</u>
貸付利率	年1.90%以内
保証料率	年1.05%～0.35%
連帯保証人	原則として、法人代表者のみ
担保	必要に応じて取り受け
その他	<ul style="list-style-type: none"> 射水改善の借換は1回のみ。 責任共有対象の借入を責任共有対象外の借入で借換することは、原則として不可とする。

2 取扱期間

平成20年12月5日 ～ 平成21年3月31日（保証申込受付分まで）